



医療安全管理体制の整備と 事故発生時の対応

医療安全管理活動の推進

1. 医療安全管理体制の整備

1) 病院における整備

(1) 病院としての目標設定

病院の規模や診療の内容にかかわらず、

すべての医療関係職と医療機関に医療安全の取り組みが求められる

(2) 医療安全管理に携わる人員の配置

① 医療安全管理、感染管理、医薬品安全管理、医療機器安全管理の責任者の配置

2006年の医療法の改正

医療安全管理責任者⇒医療安全に関する施策を主導

② 専従医療安全管理者の配置

「専従」⇒専ら当該業務に従事すること

③ 専任医療安全管理者の配置

「専任」⇒専ら当該業務に責任を持ち対処する 当該業務に専従しなくてもよい

④ 各部門の医療安全推進者の配置

管理者は各部門に医療安全を担当する者（医療安全推進者）を任命する

(3) 医療安全管理のための組織体制の整備

① 医療安全推進のための委員会設置

管理者は医療安全推進のための委員会を設置する

② 医療安全管理部門の設置

③ 各部門の医療安全推進者を招集した会議の設置

(4) 医療安全管理に関する 指針・マニュアル類の整備

医療法施行規則で規定された医療に係る安全管理のための指針
安全の確保を目的とした方策（標準化された指針・マニュアル類）



全部署に配備



指針・マニュアル類は作成した後も定期的に見直すことが必要